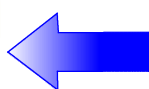
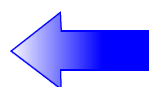


# 高齢運転者等専用駐車区間の 正しい利用をお願いします



この**標識**の設置してある場所には

第 年 月 日	
専用場所駐車標章	
登録(車両)番号	
道路交通法第45条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に該当	
	公安委員会 印
<small>標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</small>	



この**標章**を掲示している自動車が  
駐車できます！！



## 利用時の注意

利用できる**曜日**や**時間**が表示されている場合は、標識に従って利用をしてください。

## 標章の使い方

- 標章の交付を受けた本人が運転している場合に限り駐車できます。
- 標章に記載されているナンバーの車が駐車できます。
- 標章はフロントガラスの前方から見やすいように掲示してください。

高齢運転者等専用駐車区間に、標章を掲示していない車両が駐車した場合は駐車違反となり、他の場所より2,000円高い反則金・放置違反金が課されます。